

# 二審も設置許可取り消し

## 千葉県最終処分場の行政訴訟

千葉県の旧海上町（現旭市）、銚子市、東庄市にまたがるエコテック（千葉市）の産業廃棄物最終処分場を巡り地元住民が県を相手に設置許可取り消しを求めた行政訴訟の控訴審判決が20日に下された。東京高裁は許可取り消しとした千葉地裁判決を支持し、県の控訴を棄却した。今回は申請から許可に至るまでの間に廃棄物処理法が数度改正されたことから、新法が旧法からの適用法令が争点となった。一審で取り消し判決の理由となった経理的基礎については争点とならず、それ以前に適用法令の判断について県に誤りがあったことが指摘された。今回の判決は、同様の他の事案に波及する可能性もあり、行政や処理業界から注目が集まっている。

## 県の判断に誤り、他の事案に波及も

エコテックは1998年6月8日に千葉県に対し、最終処分場の設置許可を申請。その後同年6月17日に97年改正法が施行された。さらに今回のケースに關係する2000年改正法が00年10月1日に施行。そして、01年3月1日に許可が下りた。

97年改正法では、許可申請を行うに際しては周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査結果を添付すること、都道府県知事が一定の事項を公示し一定の書類を公衆に縦覧すること、当該市町村から生活環境の保全上の見地から意見を聞くことなどが義務付けられた。ただし、附則で改正法施行前に申請が行われ、許可・不許可の処分が行われていないものについては「従前の例による」とし、改正前の法律による対応とした。

可または不許可の処分がされていないものについての処分については、新法第15条の2第2項（施設の集中による大気汚染についての規定）は適用しない」と記されており、それ以外については経過規定が置かれていない。

エコテックのケースは、申請が97年改正法施行前であることから、改正時に義務付けられた周辺への影響調査や市町村からの意見聴取などが行われていない。県では97年改正法の「従前の例による」は00年改正法でも改正されていないと判断し、許可処分とした。

こうした状況で、新法を適用するか、旧法を適用するかが裁判の焦点となった。結局、東京高裁は00年改正法が15条の2第2項以外について経過措置を置かなかった趣旨は、増え続ける不適正処理を防止するため、政策上経過措置を置かなかったなどにある。従って97年改正法附則にかかわらず、全面的に新法が適用されるとし、県の判断は誤りだと指摘。控訴を棄却した。

原告側弁護団の田中由美子弁護士は住民への報告会で「廃棄物処理施設の許可処分が取り消されたという行政訴訟は全国初。全国でこうした活動をしている人々にとって力強い判決」などと語った。また、弁護団は「こうした事例が県内で他にもある」と指摘しており、他のケースも言及される可能性もある。今回の判決は關係各方面に波及を呼んでいる。



弁護団が住民たちに勝訴を報告した

「この法律の施行の際許

平成21年5月27日  
環境新聞